

東京造形大学 特別任用教育職員に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、東京造形大学（以下「本学」という。）の特別任用教育職員（以下「特任教員」という。）について必要な事項を定める。

(要件)

第 2 条 特任教員の要件については、「東京造形大学 教員資格基準規程」を準用する。

2 前項に加えて、特別に定める場合を除き、「東京造形大学 就業規則」及び「学校法人桑沢学園 職員任免規程」等を準用する。

(任用の期間及び期限)

第 3 条 任用の期間は1年以内とする。

2 任用の継続は、原則として、10年間を限度とし、4年を超えて任用する場合は、改めて本規程の定める採用手続きを行う。

3 前項の規定にかかわらず、任用の期限は、満70歳の年度末までとする。

(採用計画)

第 4 条 本学の教育並びに研究の発展充実をはかるため、本学内の事情に照らし、一定の期間、有為な人材を採用する。

2 特任教員の採用計画については、学長が、本学の教育・研究計画に基づき、教員人事政策検討委員会並びに教育運営会議の議を経て、作成する。

(理事長との協議)

第 5 条 学長は、前条の特任教員採用計画について、理事長と協議する。

(採用候補者の決定)

第 6 条 学長は、特任教員採用計画を教授会に諮り、採用候補者を決定する。

(採用候補者の具申)

第 7 条 学長は、前条により決定した特任教員採用候補者につき、理事長に具申する。

(任用)

第 8 条 理事長は、前条による学長からの具申を受けて、特任教員の採用を決定し、任用する。

(細則)

第 9 条 この規程の運用について必要な事項は、別に定める。

(所管)

第 10 条 特任教員の採用手続きに関する事務は、教務課が所管する。

2 特任教員の雇用契約に関する事務は、経営企画課が所管する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

附則

1 この規程は、平成10年10月24日から制定・施行する。

2 この規程は、平成11年4月30日から改正・施行する。

- 3 この規程は、「学校法人桑沢学園東京造形大学特別任用教育職員の任用等に関する規程」及び「同細則」に基づき、平成12年10月16日から制定・施行する。
- 4 この規程は、平成18年4月1日から改正・施行する。
- 5 この規程は、平成19年4月1日から改正・施行する。
- 6 この規程は、平成22年4月1日から改正・施行する。
- 7 この規程は、平成23年11月1日から改正・施行する。
- 8 この規程は、「東京造形大学 特任教員（特別任用教育職員）採用手続きに関する規程」及び「東京造形大学 特別任用教育職員の任用等に関する規程」に基づき、平成26年4月1日から制定・施行する。これに伴い、「東京造形大学 特任教員（特別任用教育職員）採用手続きに関する規程」及び「東京造形大学 特別任用教育職員の任用等に関する規程」は、平成26年3月31日を以て廃止する。
- 9 この規程は、平成27年4月1日から改正・施行する。
- 10 この規程は、平成29年4月1日から改正・施行する。
- 11 この規程は、平成31年4月1日から改正・施行する。
- 12 この規程は、令和 2年4月1日から改正・施行する。
- 13 この規程は、令和 2年8月1日から改正・施行する。